



宮 崎 県 公 報

平成29年3月29日(水曜日)号外 第18号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則……………(蛸・鱸・鮫・鰯) 1	頁
○職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一	

部を改正する規則……………(人事課) 2	
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課) 3	
○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) 6	
○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………(会計課) 13	

規 則

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第8号

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年宮崎県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(認定法人の役員の変更等の届出等に係る特例) 第21条 第6条第1項及び第2項、第8条第1項、第9条第1項並びに第10条第1項の規定は、法第52条第1項の規定により認定特定非営利活動法人(以下「認定法人」という。)について法第23条、第25条第6項及び第7項並びに第29条の規定を読み替えて適用する場合において、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定法人のうち知事が所轄するもの以外のもの(第23条第5項において「非所轄認定法人」という。)がこれらの規定による届出又は提出を知事にするとときに準用する。 2・3 [略] (役員報酬規程等の提出) 第23条 [略] 2 [略] 3 条例第9条の規定による法第54条第4項の書類の提出は、 <u>海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書(別記様式第19号)を知事に提出してしなければならない。</u> 4 前3項の書類には、副本1通を添えるものとする。 5 第1項から第3項までの規定は、法第55条第1項又は第2項の規定により非所轄認定法人が知事に書類を提出する場合について準用する。この場合においては、前項の規定にかかわらず、当該書類の副本の添付を要しないものとする。 (役員報酬規程等の閲覧及び謄写) 第24条 [略] 2 前項の閲覧及び謄写の請求は、閲覧等請求書(別記様式第20号)を知事に提出してするものとする。 (仮認定の申請) 第25条 法第58条第1項の <u>仮認定</u> を受けようとする法人は、 <u>仮認定</u>	(認定法人の役員の変更等の届出等に係る特例) 第21条 第6条第1項及び第2項、第8条第1項、第9条第1項並びに第10条第1項の規定は、法第52条第1項の規定により認定特定非営利活動法人(以下「認定法人」という。)について法第23条、第25条第6項及び第7項並びに第29条の規定を読み替えて適用する場合において、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定法人のうち知事が所轄するもの以外のもの(第23条第4項において「非所轄認定法人」という。)がこれらの規定による届出又は提出を知事にするとときに準用する。 2・3 [略] (役員報酬規程等の提出) 第23条 [略] 2 [略] 3 前2項の書類には、副本1通を添えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定は、法第55条第1項又は第2項の規定により非所轄認定法人が知事に書類を提出する場合について準用する。この場合においては、前項の規定にかかわらず、当該書類の副本の添付を要しないものとする。 (役員報酬規程等の閲覧及び謄写) 第24条 [略] 2 前項の閲覧及び謄写の請求は、閲覧等請求書(別記様式第19号)を知事に提出してするものとする。 (特例認定の申請) 第25条 法第58条第1項の <u>特例認定</u> を受けようとする法人は、 <u>特例</u>

<p>申請書（別記様式第21号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（仮認定法人に関する規定の準用）</p> <p>第26条 第21条第1項の規定は法第62条において準用する法第52条第1項の規定により仮認定特定非営利活動法人（以下「仮認定法人」という。）に法第23条、第25条第6項及び第7項並びに第29条の規定を読み替えて適用する場合について、第21条第3項の規定は法第62条において準用する法第52条第2項に規定する書類の提出について、第22条の規定は法第62条において準用する法第53条第1項の届出について、第23条の規定は法第62条において準用する法第55条第1項又は第2項の書類の提出について、第24条の規定は法第62条において準用する法第56条の規定による閲覧及び謄写について、それぞれ準用する。</p> <p>（合併の認定の申請）</p> <p>第27条 法第63条第3項の規定による申請は、合併認定申請書（別記様式第22号）を知事に提出してしなければならない。</p>	<p>認定申請書（別記様式第20号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（特例認定法人に関する規定の準用）</p> <p>第26条 第21条第1項の規定は法第62条において準用する法第52条第1項の規定により特例認定特定非営利活動法人に法第23条、第25条第6項及び第7項並びに第29条の規定を読み替えて適用する場合について、第21条第3項の規定は法第62条において準用する法第52条第2項に規定する書類の提出について、第22条の規定は法第62条において準用する法第53条第1項の届出について、第23条の規定は法第62条において準用する法第55条第1項又は第2項の書類の提出について、第24条の規定は法第62条において準用する法第56条の規定による閲覧及び謄写について、それぞれ準用する。</p> <p>（合併の認定の申請）</p> <p>第27条 法第63条第3項の規定による申請は、合併認定申請書（別記様式第21号）を知事に提出してしなければならない。</p>
--	---

別記様式第13号、別記様式第15号及び別記様式第16号中「仮認定」を「特例認定」に改める。
 別記様式第17号中「仮認定」を「特例認定」に改め、「（その金額が 200万円以下の場合に限る。）」を削る。
 別記様式第18号中「仮認定」を「特例認定」に改める。
 別記様式第19号を削る。
 別記様式第20号中「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式を別記様式第19号とする。
 別記様式第21号中「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式を別記様式第20号とする。
 別記様式第22号中「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式を別記様式第21号とする。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（平成29年宮崎県条例第7号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の宮崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮崎県条例第26号）第9条の規定による海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の提出については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第9号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成16年宮崎県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（感染症の範囲）</p> <p>第2条 条例第7条第1項第1号に規定する知事が別に定める感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に規定する感染症（同条第3項第2号に規定する結核を除く。）並びに同条第5項第3号に規定する黄熱とする。</p> <p>（用地交渉手当の支給要件）</p> <p>第3条 条例第15条第1項に規定する知事が困難であると認める交</p>	<p>（感染症の範囲）</p> <p>第2条 条例第7条第1項に規定する知事が別に定める感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に規定する感染症とする。</p> <p style="text-decoration: underline;">（家畜伝染病防疫等手当の支給要件）</p> <p>第3条 条例第12条第1項に規定する知事が別に定める者は、同項各号に掲げる業務（第3号に掲げる業務を除く。）に従事する場合における家畜保健衛生所の獣医師とする。</p> <p>（用地交渉手当の支給要件）</p> <p>第4条 条例第15条第1項に規定する知事が困難であると認める交</p>

渉は、土地の取得等に関する計画又は損失の補償案についてその権利者、被補償者等に対して最初の説明を行った日以後継続的に行われ、当該説明の日から起算して1月を経過した日においてなお終了していない一連の交渉のうち、当該1月を経過した日以後に行われる交渉で職員の心身に著しい負担を与えるものとする。

渉は、次の各号に掲げる事項についてその土地等の権利者、被補償者等に面接してそれぞれ最初の説明を行った日以後継続的に行われ、当該説明の日から起算して1月を経過した日においてなお終了していない一連の交渉のうち、当該1月を経過した日以後に行われる交渉で職員の心身に著しい負担を与えるものとする。

- (1) 土地の取得等
- (2) 土地の取得等のために必要な測量又は調査のための土地等への立入り
- (3) 土地の取得等を伴う事業におけるその土地等の権利者に影響を及ぼす施設等の設計
- (4) 損失の補償
- (5) 損失の補償のために必要な測量又は調査のための土地等への立入り
- (6) 損失の補償を伴う事業におけるその被補償者等に影響を及ぼす施設等の設計

第4条～第6条 [略]

第5条～第7条 [略]

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第10号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
様式第41号（第26条関係）		様式第41号（第26条関係）	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
氏 名（名 称） ㊟		氏 名（名 称） ㊟	
個人番号又は法人番号 （右詰めで記載）		法 人 番 号	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
相	氏 名 （名 称）	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	個人番号又は法人番号 （右詰めで記載）	[略]	法人番号
	個人番号又は法人番号 （右詰めで記載）	[略]	法人番号
	個人番号又は法人番号 （右詰めで記載）	[略]	法人番号
	個人番号又は法人番号 （右詰めで記載）	[略]	法人番号
	個人番号又は法人番号 （右詰めで記載）	[略]	法人番号
統 表 者 以 外	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
人	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]

個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)	
[略]	

注 相続人欄は、それぞれの相続人が署名押印又は記名押印をしてください。

[略]

様式第 124号 (第43条関係)

見積価額 (最低公表価額) 票
[略]

様式第 133号 (その 2) (第43条関係)

[略]

[略]	
滞納者	住 (居) 所 氏 名
[略]	
上記の搜索に立ち会い搜索調書謄本を受領しました。 ()	
[略]	

[略]

様式第 146号 (第50条、第53条の 4 関係)

[略]			
事業年度又は 計算期間	年 月 日 ~ 年 月 日	資本金等の額	資本金の額又は出資金の額 [略]
本県の申告	[略]		資本積立金額
	監査等延長の有無及び申告期限の延長月数		有・無
	災害等延長の有無及び申告期限	有・無	[略]

[略]			
事業税	課税標準となる額	所得金額	軽減税率適用 円 [略]
		[略]	軽減税率不適用 円 [略]
[略]			

加算金	重加算金	対象所得金額総額	円 [略]
		対象付加価値額総額	円 [略]
		対象資本金等の額総額	円 [略]
	重加算金以外	対象所得金額総額	円 [略]
		対象付加価値額総額	円 [略]
		対象資本金等の額総額	円 [略]

法人番号	
[略]	

注 相続人欄は、それぞれの相続人が署名押印又は記名押印をしてください。

相続人が個人の場合、個人番号の記載は不要です。

[略]

様式第 124号 (第43条関係)

見積価額 (最低公表価額) 票
[略]

様式第 133号 (その 2) (第43条関係)

[略]

[略]	
滞納者	住 (居) 所 (所在地) 氏 名 (名 称)
[略]	
上記の搜索に立ち会い搜索調書謄本を受領しました。 年 月 日 () 印	
[略]	

[略]

様式第 146号 (第50条、第53条の 4 関係)

[略]				
事業年度等	年 月 日 ~ 年 月 日	資本等の金額	[略]	
本県の申告	[略]		申告期限の延長月数	[略]
			災害等延長に係る申告期限	[略]

[略]			
事業税	課税標準額	所得金額	円 [略]
		[略]	[略]
[略]			

加算金	重加算金	対象所得金額総額	円 [略]
		対象付加価値額総額	円 [略]
		対象収入金額総額	円 [略]
	重加算金以外	対象所得金額総額	円 [略]
		対象付加価値額総額	円 [略]
		対象収入金額総額	円 [略]

対象収入金額総額		円	
貴県の申告	[略]		[略]
	監査等延長の有無及び申告期限の延長月数	有・無	
	災害等延長の有無及び申告期限	有・無	
[略]			
特定信託の名称			
特定信託の契約期間		年 月 日から 年 月 日まで	
備考			

様式第 161号の 5 (第56条の 2 関係)

[略]	住所又は所在地
申請者	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印
	個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)
	[略]
[略]	[略]

様式第 196号の 2 (その 2 の 2) (第84条の 3 関係)

[略]	氏 名 (名称)	[略]
申請者	個人番号又は法人番号 (右詰めで記載。月割課税の場合は記載不要)	
<p>宮崎県税条例第64条の 4 の規定により自動車税の減免を受けたいので、宮崎県税条例施行規則第84条の 3 第 3 項の規定により次のとおり申請します。</p>		
登録番号	所有者名	使用者名
		年税額
		減免額
		展示場所
[略]		

(注意) 1 ※印欄は、記入しないでください。

額総額		総額	
貴県の申告	[略]		[略]
	申告期限の延長月数		
	災害等延長に係る申告期限		
[略]			
仮装	仮装経理に基づく所得金額	円	租 税 所得金額
経理	仮装経理に基づく法人税割等	円	条 約 租税条約に基づく法人税割等
改正法附則控除額		円	特定寄附金
貴県内の主たる事務所等の所在地			
備考			

様式第 161号の 5 (第56条の 2 関係)

[略]	住 (居) 所 (所在地)
申請者	氏名 (名称及び代表者の氏名) 印
	法人番号※個人番号は記載不要
	[略]
[略]	[略]

様式第 196号の 2 (その 2 の 2) (第84条の 3 関係)

商品中古自動車用		
[略]	氏 名 (名称及び代表者の氏名)	[略]
申請者	個人番号又は法人番号 (右詰めで記載。月割課税の場合は記載不要)	
	古物商許可証番号	
<p>宮崎県税条例第64条の 4 の規定により自動車税の減免を受けたいので、次に掲げる事項を確認した上で、宮崎県税条例施行規則第84条の 3 第 3 項の規定により下記のとおり申請します。</p>		
<p>1 申請者は、申請後に実施する減免対象自動車の現地確認に協力しなければならないこと。</p>		
<p>2 申請者は、1 の現地確認において減免対象自動車に係る売買契約書等の提示を求められた場合、直ちに応じなければならないこと。ただし、特段の事情によりこれらを提示できなかった場合は、後日遅滞なく提出すること。</p>		
<p>3 申請者が、1 又は 2 を履行をしなかった場合、減免を認められないことがあること。</p>		
登録番号	定置場	税 額
	住 所	減免額
		賦課期日後の異動状況
		異動月日
		異動原因
[略]		

(注意)

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年宮崎県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(準用)</p> <p>第15条 第12条（第1項第1号及び第3号並びに第2項第2号を除く。）及び前2条の規定は、条例第29条第6項（第64条において準用する場合を含む。）に規定する金銭又は条例第54条第1項の割増賃料について準用する。</p> <p>(収入超過者に対する措置)</p> <p>第25条 条例第28条第2項（条例第64条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、収入超過者認定通知書（別記様式第40号）により行うものとする。</p> <p>2 条例第28条第2項（<u>条例第64条において準用する場合を含む。</u>）又は第29条第4項（<u>条例第64条において準用する場合を含む。</u>）の規定による意見の申出は、前項又は第6項に規定する通知を受けた日から起算して30日以内に、意見申出書（別記様式第15号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 条例第29条第4項（<u>条例第64条において準用する場合を含む。</u>）の規定による通知は、高額所得者認定通知書（別記様式第42号）により行うものとする。</p> <p>7 条例第29条第7項（<u>条例第64条において準用する場合を含む。</u>）の申出は、高額所得者明渡期限延長申請書（別記様式第43号）を知事に提出して行わなければならない。</p>	<p>(準用)</p> <p>第15条 第12条（第1項第1号及び第3号並びに第2項第2号を除く。）及び前2条の規定は、条例第29条第6項（<u>条例第64条において準用する場合を含む。</u>）に規定する金銭又は条例第54条第1項の割増賃料について準用する。</p> <p>(収入超過者等に対する措置)</p> <p>第25条 条例第28条第2項（<u>条例第64条において準用する場合を含む。</u><u>次項において同じ。</u>）の規定による通知は、収入超過者認定通知書（別記様式第40号）により行うものとする。</p> <p>2 条例第28条第2項又は第29条第4項（<u>条例第64条において準用する場合を含む。</u><u>以下この条において同じ。</u>）の規定による意見の申出は、前項又は第6項に規定する通知を受けた日から起算して30日以内に、意見申出書（別記様式第15号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 条例第29条第4項の規定による通知は、高額所得者認定通知書（別記様式第42号）により行うものとする。</p> <p>7 条例第29条第7項（<u>条例第64条において準用する場合を含む。</u><u>次項において同じ。</u>）の申出は、高額所得者明渡期限延長申請書（別記様式第43号）を知事に提出して行わなければならない。</p> <p>8 <u>知事は、条例第29条第7項の規定により期限を延長した場合において、延長を開始する年度の翌年度以降の日をその期限とするときは、第4項の規定にかかわらず、翌年度以降における家賃の額を高額所得者家賃決定通知書（別記様式第43号の2）により、毎年度、入居者に通知するものとする。この場合においては、当該翌年度以降の年度における条例第12条第1項（<u>条例第64条において準用する場合を含む。</u>）の規定による収入の申告を要せず、条例第29条第4項の規定による通知を行わないものとする。</u></p>
<p>(住宅監理員)</p> <p>第43条 条例第72条第1項の住宅監理員は、次に掲げる出先機関の長の職にある者をこれに任命する。この場合においては、別に辞令を用いず、当該職に命ぜられたときをもって住宅監理員に任命されたものとし、当該職を解かれたときをもって住宅監理員を解任されたものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 宮崎県行政機関設置条例（平成11年宮崎県条例第37号）第10条第1項の規定により設置された土木事務所</p>	<p>(住宅監理員)</p> <p>第43条 条例第72条第1項の住宅監理員は、次に掲げる出先機関の長の職にある者をこれに任命する。この場合においては、別に辞令を用いず、当該職に命ぜられたときをもって住宅監理員に任命されたものとし、当該職を解かれたときをもって住宅監理員を解任されたものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 宮崎県行政機関設置条例（平成11年宮崎県条例第37号）第11条第1項の規定により設置された土木事務所（<u>特定個人情報の利用等による添付書類の省略</u>）</p> <p>第52条 第2条、第11条第1項、第14条第1項（<u>第15条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。</u>）、第16条第1項、第21条第1項若しくは第3項、第22条第1項若しくは第30条第2項の規定により添付することとされている書類について、知事が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第22条第1項の規定により、当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（同法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるとき又は宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特</p>

第52条 [略]

別記

様式第1号 (第2条関係)

[略]						
申 込 者 及 び そ の 家 族 の 状 況	A 申込者及び現在申込者と同居して入居決定後実際入居する者					
	フリガナ 氏 名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は 学校名 (自営業は、 業種)	
	[略]					
	[略]					
	[略]					
	[略]					
	[略]					
	[略]					
	B 現在申込者と別居しているが、入居決定後同居する者					
	フリガナ 氏 名	続柄	生年月日	性別	勤務先 又は学 校名 (自営 業は、 業種)	現住所
[略]						
[略]						
[略]						
[略]						
※ 要 添 付 ・ 提 示 書 類	書 類	確 認	[略]			
	[略]					
	健康保険証 (提示)					
	[略]					
	立退要求を受けていることを証する書類					
その他の書類						

定個人情報の提供に関する条例(平成27年宮崎県条例第45号)第4条第2項若しくは第3項の規定により、当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、第2条、第11条第1項、第14条第1項、第16条第1項、第21条第1項若しくは第3項、第22条第1項若しくは第30条第2項の規定にかかわらず、当該内容が記載された書類の添付を要しないものとする。

第53条 [略]

別記

様式第1号 (第2条関係)

(表)

[略]						
申 込 者 及 び そ の 家 族 の 状 況	A 申込者及び現在申込者と同居して入居決定後実際入居する者					
	フリガナ 氏 名 個人番号	続柄	生年月日	性別	勤務先又は 学校名 (自営業は、 業種)	
	[略]					
	個人番号	[略]				
	[略]					
	個人番号	[略]				
	[略]					
	個人番号	[略]				
	[略]					
	B 現在申込者と別居しているが、入居決定後同居する者					
フリガナ 氏 名 個人番号	続柄	生年月日	性別	勤務先 又は学 校名 (自営 業は、 業種)	現住所	
[略]						
個人番号	[略]					
[略]						
個人番号	[略]					
[略]						
[略]						
※ 要 添 付 ・ 提 示 書 類	書 類	確 認	[略]			
	[略]					
	健康保険証 (提示又は写し)					
	[略]					
	立退要求を受けていることを証する書類					
個人番号カード(両面)の写し						
その他の書類						

※ 宮崎県知事に対する個人番号の提供を了承する方は、個人番号欄に個人番号を記入するとともに、個人番号カード両面の写しを添付してください。なお、持参の場合は、個人番号カード原本を提示してください。また、個人番号カードをお持ちでな

い場合は、通知カードの写し及び本人であることを確認できる書類の提示又は写しで代えることができます。

※ 個人番号を記入した方のうち、申込時点で満15歳以上の方で、宮崎県知事が個人番号を通じて地方税関係情報を取得することに同意する方は、裏面の同意書に署名してください。

(裏)

年 月 日

宮崎県知事 殿

同 意 書

下記の者は、宮崎県知事が宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例に基づく事務手続を処理するために限って、県営住宅入居期間中、別途申出を行わない限り、個人番号を通じて地方税関係情報を取得することに同意します。

同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	

記入要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2 代理人が同意書に署名する場合は、本人からの委任状を併せて提出すること。
- 3 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記入すること。
- 4 申込時点で満15歳以上の者のみ記入すること。

様式第31号 (第21条関係)

県営住宅同居承認申請書

[略]

続柄	現住所		性 別	同居 別居	[略]
	フリガナ 氏名	生年月日			
		[略]	[略]	[略]	
		[略]	[略]	[略]	
		[略]	[略]	[略]	
		[略]	[略]	[略]	

※ 太枠内のみ記入すること。

※ 添付又は提示書類

- 1 同居させる者の収入証明書 (別記様式第3号)
- 2 市町村長が発行する同居させる者の所得証明書

様式第31号 (第21条関係)

(表)

県営住宅同居承認申請書

[略]

続柄	現住所		性 別	同居 別居	[略]
	フリガナ 氏名 個人番号	生年月日			
		[略]	[略]	[略]	
	個人番号	[略]	[略]	[略]	
		[略]	[略]	[略]	
	個人番号	[略]	[略]	[略]	
		[略]	[略]	[略]	
	個人番号	[略]	[略]	[略]	

※ 太枠内のみ記入すること。

※ 添付又は提示書類

- 1 市町村長が発行する同居させる者の所得証明書 (前年1月2日以降に就職し、又は転職した者については、収入証明書

3 [略]

4 健康保険証の提示又はその写し

5 [略]

※ 記入に当たっては、別添の注意事項をお読みください。

様式第39号 (第24条関係)

県営住宅入居世帯異動届

[略]

異動者の氏名	入居者との続柄	生年月日	異動年月日	勤務先又は学校名 (自営業は、業種)	異動の理由

(別記様式第3号)も併せて添付すること。)

2 [略]

3 健康保険証の提示又は写し

4 宮崎県知事に対する個人番号の提供を了承する方は、個人番号欄に個人番号を記入するとともに、個人番号カード両面の写しを添付してください。なお、持参の場合は、個人番号カード原本を提示してください。また、個人番号カードをお持ちでない場合は、通知カードの写し及び本人であることを確認できる書類の提示又は写しで代えることができます。

5 [略]

※ 記入に当たっては、別添の注意事項をお読みください。

※ 個人番号を記入した方のうち、申込時点で満15歳以上の方で、宮崎県知事が個人番号を通じて地方税関係情報を取得することに同意する方は、裏面の同意書に署名してください。

(裏)

年 月 日

宮崎県知事 殿

同 意 書

下記の者は、宮崎県知事が宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例に基づく事務手続を処理するために限って、県営住宅入居期間中、別途申出を行わない限り、個人番号を通じて地方税関係情報を取得することに同意します。

同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	

記入要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2 代理人が同意書に署名する場合は、本人からの委任状を併せて提出すること。
- 3 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記入すること。
- 4 申込時点で満15歳以上の者のみ記入すること。

様式第39号 (第24条関係)

(表)

県営住宅入居世帯異動届

[略]

異動者の氏名・個人番号	入居者との続柄	生年月日	異動年月日	勤務先又は学校名 (自営業は、業種)	異動の理由
氏名					
個人番号					
氏名					
個人番号					
氏名					

--	--	--	--	--	--

※ 添付書類
1～4 [略]

5 [略]

※ 注意
「異動の理由」欄は、氏名変更、出生、死亡、転出その他の異動について記入してください。

個人番号					

※ 添付書類
1～4 [略]

5 出生者・転入者のうち、宮崎県知事に対する個人番号の提供を了承する方は、個人番号欄に個人番号を記入するとともに、個人番号カード両面の写しを添付してください。なお、持参の場合は、個人番号カード原本を提示してください。また、個人番号カードをお持ちでない場合は、通知カードの写し及び本人であることを確認できる書類の提示又は写しで代えることができます。

6 [略]

※ 注意
1 「異動の理由」欄は、氏名変更、出生、死亡、転出その他の異動について記入してください。

2 個人番号を記入した方のうち、申込時点で満15歳以上の方で、宮崎県知事が個人番号を通じて地方税関係情報を取得することに同意する方は、裏面の同意書に署名してください。

(裏)

年 月 日

宮崎県知事 殿

同 意 書

下記の者は、宮崎県知事が宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例に基づく事務手続を処理するために限って、県営住宅入居期間中、別途申出を行わない限り、個人番号を通じて地方税関係情報を取得することに同意します。

同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	
同意者氏名	

記入要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2 代理人が同意書に署名する場合は、本人からの委任状を併せて提出すること。
- 3 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記入すること。
- 4 申込時点で満15歳以上の者のみ記入すること。

別記様式第43号の次に次の1様式を加える。

様式第43号の2 (第25条関係)

高額所得者家賃決定通知書

—
年 月 日

団地 棟 号
様

宮崎県知事 印

あなたは宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第29条第1項の規定に該当する高額所得者として認定されていますので、同条第5項の規定により、次のとおり家賃を決定しました。

つきましては、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第25条第8項の規定により通知します。

新家賃 (年 4 月 分 から 適 用)	円
------------------------	---

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年7月1日から施行する。ただし、第15条及び第25条（見出しを含む。）の改正規定並びに別記様式第43号の次に1様式を加える改正規定は公布の日から、第43条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入居し、又は同居する者は、施行日前においても、この規則による改正後の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第52条の規定の例により添付書類を省略し、又は同規則別記様式第1号若しくは別記様式第31号を使用することができる。
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第12号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(証紙の消印)</p> <p>第9条 部局又は出先機関の長は、申告書等を受理したときは、その内容を審査し、<u>合規のもの</u>に限り部局又は出先機関の長があらかじめ指定した職員が自ら再度使用できないようにその紙面と証紙の彩紋にかけて消印（別記様式第3号）を明瞭に押さなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>看護大学施設使用料</u></p> <p>(3)～(356) [略]</p> <p>(357) <u>特定計量器定期検査手数料</u></p> <p>(358)～(566) [略]</p> <p>(567)～(570) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>様式第7号（第11条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>[略]</p> <p>私の証紙売渡（買受）請求に使用する<u>印かん</u>は、上のとおりです。</p> <p>[略]</p> </div> <p>1 収入証紙売りさばき人が法人又は団体の場合は<u>その法人又は団体名</u>を記入するほか代理者氏名を記入すること。</p> <p>2 <u>印かん</u>に変更があったときは、その<u>つど</u>提出すること。</p> <p>様式第13号（第15条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> </div>	<p>(証紙の消印)</p> <p>第9条 部局又は出先機関の長は、申告書等を受理したときは、その内容を審査し、<u>合規性があるもの</u>に限り部局又は出先機関の長があらかじめ指定した職員が自ら再度使用できないようにその紙面と証紙の彩紋にかけて消印（別記様式第3号）を明瞭に押さなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2)～(355) [略]</p> <p>(356)～(564) [略]</p> <p>(565) <u>建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料</u></p> <p>(566) <u>変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料</u></p> <p>(567) <u>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書交付手数料</u></p> <p>(568)～(571) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>様式第7号（第11条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>[略]</p> <p>私の証紙売渡（買受）請求に使用する<u>印鑑</u>は、上のとおりです。</p> <p>[略]</p> </div> <p>1 収入証紙売りさばき人が法人又は団体の場合は、<u>その法人又は団体の名称及び代表者氏名</u>を記入すること。</p> <p>2 <u>印鑑</u>に変更があったときは、その<u>都度</u>提出すること。</p> <p>様式第13号（第15条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> </div>

証紙売りさばき人

印

[略]

宮崎県指定金融機関

]

宮崎県収納代理金融機関 殿

[略]

[略]

宮崎県指定金融機関

]

宮崎県収納代理金融機関 殿

[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県収入証紙条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。